

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	那覇市松山公園 ・文化交流施設内行為許可の取り消し ・文化交流施設利用許可の取り消し ・文化交流施設利用料金等減免申請 ・利用料金の返還		
根拠法令及び条項	那覇市松山公園文化交流施設条例 第11条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
処分基準 設定年月日	平成27年3月24日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

別紙

(監督処分)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは文化交流施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命ずることができる。

- (1) 文化交流施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 文化交流施設の保全又は公衆の文化交流施設の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 文化交流施設の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合